災害に備える

総務課防災係（内線224）

家庭での備え

大規模災害が発生した場合、水道・電気・電話など各種インフラ施設が使用できなくなることが予想されます。また、道路の損壊などによって行政による救援活動がすぐにできないこともあります。

南海トラフ巨大地震対策に関する国のワーキンググループの最終報告によると、超広域的な大規模地震が発生した際、支援物資が届くまでの間地域で自活するためには、食料品や飲料水などを各家庭で7日分備蓄することが好ましいといわれています。大規模災害に備えて、各家庭での備えを行いましょう。

非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？

自宅が被災したときは安全な場所に避難し、避難生活を送ることになります。非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックなどに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

非常用持ち出しバッグの中身の例（人数分用意しましょう）

▷飲料水
▷食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
▷貴重品（預貯金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
▷救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
▷ヘルメット、防災頭巾
▷マスク　▷軍手　▷懐中電灯
▷衣類、下着　▷毛布、タオル　▷携帯ラジオ、予備電池
▷携帯電話の充電器　▷携帯トイレ
▷使い捨てカイロ　▷洗面用具
▷ウエットティッシュ

※乳児のいるご家庭は、ミルク、紙おむつ、哺乳瓶なども用意しておきましょう。

消費生活のお話

秘書広報課広報広聴係（内線186）

身に覚えのない紛争処理はがき

（事例）

自宅に公的機関のようなところから、自分に対して「裁判を起こすために準備をしている」というはがきが届いた。「未納料金の請求について」と書いてあるが、全く身に覚えがない。どうすればいいか。

これは架空請求です。はがきに「覚えのない場合も至急連絡してください」と書いてあっても、絶対に連絡をしないでください。連絡をすることで個人情報を与えてしまうことになります。請求にも応じないようにしましょう。

数年前に被害の多かった架空請求が、ここ最近になって再び増えてきています。公的機関によく似た「紛争処理○○」などの差出名で送ってきますので、注意してください。

ただし、架空請求ではなく、本当に裁判所からの通知の場合もあります。記載された番号に直接確認する前に、消費生活相談窓口にご相談ください。

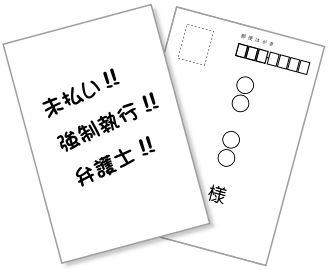

消費生活相談窓口

月～金曜日・午前9時～午後4時
巡回相談 ›› 毎週木曜日・午前10時～午後4時
※予約優先